

住田町安全安心農産物認証・表示要領

(目的)

第1 この要領は、住田町安全安心農産物認証・表示要綱(平成20年住田町告示第25号。以下「要綱」という。)第17の規定に基づき、認証対象農産物の認証及び表示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(栽培基準)

第2 要綱第5の規定による栽培基準は、別記1のとおりとする。

(認証申請と登録及び認証)

第3 要綱第6第1項の規定により認証登録申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本町に居住する農業者

(2) 本町に居住する農業者等で組織し、農薬等の使用資材や使用回数等の栽培方法を統一している団体又は法人

2 要綱第5第1項の規定による認証登録申請は、次によるものとする。

(1) 認証登録申請書(様式第1号)によるものとする。

(2) 認証登録申請書に添付しなければならない書類は、栽培計画(様式第2号)、生産ほ場位置図(様式第3号)及び出荷・販売計画(様式第4号)とする。

(3) 認証登録申請は、原則として要綱第3及び4の規定による農産物、認証区分及び生産年次が異なるごとに行うものとする。ただし、同一ほ場において、同一品目を同じ栽培方法で年数回作付けする場合はこの限りでない。

(4) 認証登録申請書は、栽培期間が3か月以上の農作物については収穫開始25日前まで、栽培期間が3か月未満の農作物については収穫開始14日前までに提出しなければならない。

3 要綱第6第1号の規定による認証登録申請書の受付は随時行うものとし、翌月の審査会で審査するものとする。

4 要綱第6第2項の規定による認証登録は、必要事項を生産登録台帳に記帳して行うものとする。

5 要綱第6第2項の規定による通知は、認証登録通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(登録の変更及び生産等の中止)

第4 要綱第9の規定による登録の変更申請は、次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

(1) 認証区分

(2) 生産ほ場の所在地

(3) 栽培面積

2 要綱第9の規定による登録の変更又は中止の申請は、次によるものとする。

(1) 認証登録変更(生産中止)申請書(様式第6号)によるものとする。

(2) 認証登録変更(生産中止)申請書に添付しなければならない書類は、栽培計画(様式第2号)、生産ほ場位置図(様式第3号)及び出荷・販売計画(様式第4号)とする。

3 要綱第10第1項(2)の規定による登録の変更又は抹消の通知は認証登録変更(生産中止)承認通知書(様式第7号)によるものとする。

(現地確認)

第5 要綱第8の規定による確認調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 生産状況

(2) 肥料、農薬等各種資材の購入及び使用状況

(3) 当該農産物の保管状況

(4) 前3号に関する記録状況

2 要綱第8の規定による確認調査は、次に定める回数を行うものとする。

(1) 生産状況等の現地確認は、栽培期間が3か月以上の農作物については3回、栽培期間が3か月未満の農作物については2回行うものとする。

3 前項第1号の確認調査は、住田町農業振興協議会が行うものとする。

4 要綱第8の規定による現地確認の結果報告は、現地確認報告書(様式第8号)によるものとする。

(認証票作成等)

第6 要綱第12第1項に規定する認証票については、認証登録者が、認証対象農産物認証票作成依頼書(様式第9号)により申し込むものとする。

2 認証票の作成及び送料に要する経費は、認証登録者が負担するものとする。

(表示方法)

第7 要綱第12第1項に規定する認証票の種類及び規格は、別に定める。

2 要綱第12第1項に規定する認証票の表示は、出荷容器、包装物又は認証農産物にちょう付する方法によるものとし、複数の認証票をちょう付することができるものとする。

3 要綱第12第3項に規定する紛らわしい表示とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) 通常の栽培方法で生産された農産物及び実際のものより優良又は有利であると誤認される用語

(2) 認証農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他表示

(販売業者等の役割)

第8 要綱第14第1項の規定による適正な流通、情報提供等は、次に掲げる事項を実施することにより行うものとする。

(1) 流通業者は、住田町安全安心農産物栽培管理票と認証農産物とを一体的に流通させなければならない。

(2) 流通業者及び販売業者は、認証票を適切に使用しなければならない。

(3) 販売業者は、認証農産物と慣行栽培農産物との混同の恐れがないよう保管、包装及び陳列しなければならない。

(4) 販売業者は、認証農産物、認証票及び農産物栽培管理票を一体的に陳列及び掲示するとともに、それらを正確に転記したポップ表示等に努めなければならない。

(5) 販売業者は、認証農産物の生産及びとう精に関する情報を収集し、消費者に対して適切に提供しなければならない。

(実績報告)

第9 要綱第16の規定による実績報告は実績報告書(様式第10号)によるものとする。

2 認証登録者が実績報告書に添付しなければならない書類は、栽培記録(様式第2号)及び出荷・販売記録(様式第4号)とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。